

# きかん そうだんしえん 基幹相談支援センター

しょう かた かぞく  
障がいのある方やそのご家族が、  
ちいき あんしん せいかつ  
地域で安心して生活できるよう、  
さまざま そうだん おう しえん おこな  
様々な相談に応じて支援を  
行います。

## そうだん さい ご相談の際は...

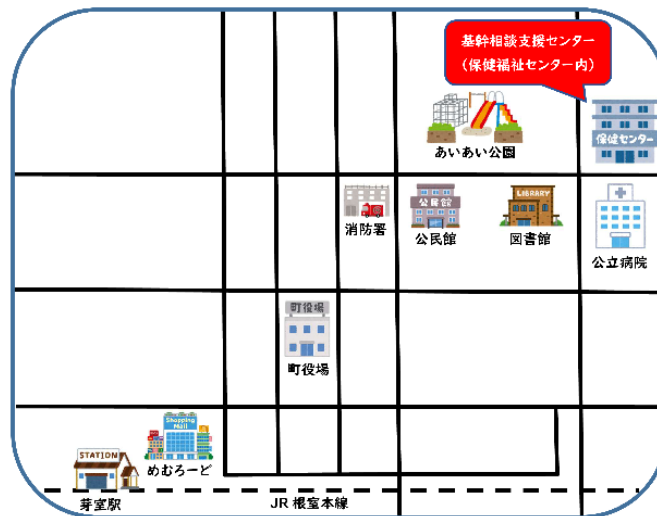
そうだん むりょう  
相談は無料です。  
そうだん う ないよう ひみつ  
相談を受けた内容については秘密  
まも あんしん  
を守りますのでご安心ください。  
めんだん きぼう さい  
面談をご希望の際は  
よやく  
ご予約ください。

## そうだんうけつけじかん 相談受付時間

ようび げつようび きんようび  
曜日：月曜日～金曜日  
じかん  
時間：8：45～17：30  
やす どうようび にちようび しゅくじつ  
休み：土曜日・日曜日・祝日  
ねんまつねんし がつ にち がつ にち  
年未年始(12月29日～1月3日)

## しょざいち 所在地

〒082-0014  
めむろちょうひがしじょう ちょうめ ばんち  
芽室町東4条4丁目5番地5  
ほけんふくし ない  
保健福祉センター内



## そうだん といあわ ご相談・お問合せ

TEL 0155-66-6711

FAX 0155-66-8768

Mail

memuro-soudan@zpost.plala.or.jp

めむろ ちょう  
芽室町

きかん そうだん  
基幹相談

しえん  
支援センター



めむろちょう いたく う  
芽室町から委託を受けて  
じぎょう じっし  
事業を実施しています

# 芽室町基幹相談支援センターの役割

こんなご相談もお受けしています



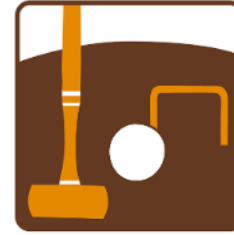
## 総合的・専門的な相談支援

・障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応



## 地域の相談支援体制の充実・強化

・地域の障がい福祉サービス事業所への助言や後方支援  
相談支援事業者・相談支援専門員に対する専門的助言やアドバイス  
相談支援事業者・相談支援専門員に対する人材育成に関する支援  
関係機関との連携・ネットワークの強化



## 地域移行・地域定着の促進の取り組み

・精神科病院や入所施設を長期間利用している方が、再び地域で暮らすための支援  
・地域移行・地域定着の体制整備に関わるコーディネートの実施



## 虐待防止・権利擁護の啓発活動

・障がい者虐待の対応や成年後見制度利用に関する支援  
・障がい者の虐待予防に関する広報・知識の普及啓発を実施  
・差別解消のための合理的配慮に関する広報・知識の普及啓発を実施



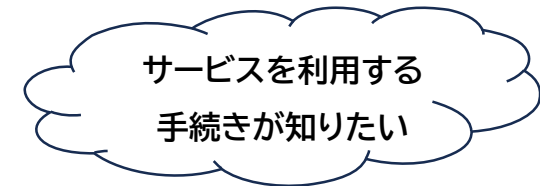
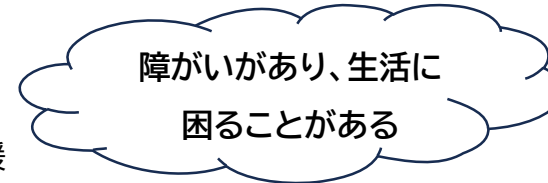
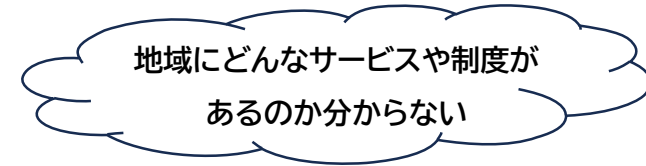
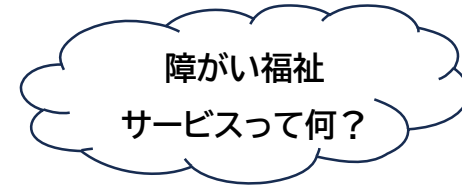
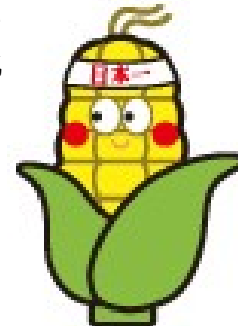
## 地域の課題やニーズの集約・発信

・芽室町自立支援協議会の運営や、地域ニーズの集約と課題解決の取組  
・地域の各機関(障がい・高齢・福祉・医療・保健・教育など)との連携強化



## 相談をうける職員体制

相談を受けることが出来る多様な専門職が対応します。  
国家資格の社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師の他、  
障がい者総合支援法による相談支援専門員を配置しています。



芽室町内にお住まいの方のご相談をお受けしています。

障がい者手帳の有無は関係ありません。必要に応じて地域の専門機関などをご紹介し、一緒に考えていくことも可能です。

# めむろちょうきかんそうだんしえん やくわり 芽室町基幹相談支援センターの役割

こんなご相談もお受けしています



## 総合的・専門的な相談支援

・障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応



## 地域の相談支援体制の充実・強化

・地域の障がい福祉サービス事業所への助言や後方支援  
相談支援事業者・相談支援専門員に対する専門的助言やアドバイス  
相談支援事業者・相談支援専門員に対する人材育成に関する支援  
関係機関との連携・ネットワークの強化



## 地域移行・地域定着の促進の取り組み

・精神科病院や入所施設に長期間いる方が、再び地域で暮らすための支援  
・地域生活をさせるための体制整備に関わるコーディネートの実施



## 虐待防止・権利擁護の啓発活動

・障がい者虐待の対応や成年後見制度利用に関する支援  
・障がい者の虐待予防に関する広報・知識の普及啓発を実施  
・差別解消のための合理的配慮に関する広報・知識の普及啓発を実施



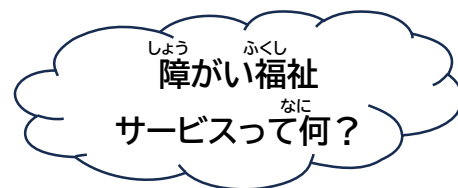
## 地域の課題やニーズの集約・発信

・芽室町自立支援協議会の運営や、地域ニーズの集約と課題解決の取組  
・地域の各機関(障がい・高齢・福祉・医療・保健・教育など)との連携強化

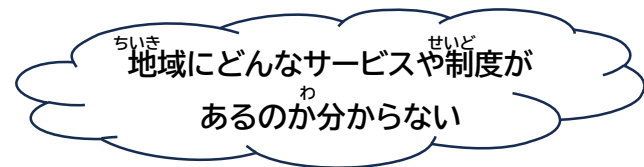


## 相談を受ける職員体制

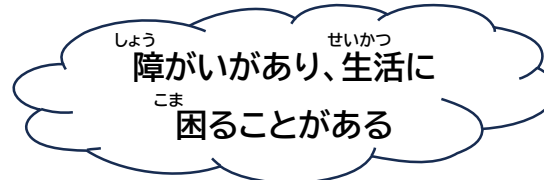
相談を受けることが出来る多様な専門職が対応します。  
国家資格の社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師の他、  
障がい者総合支援法による相談支援専門員を配置しています。



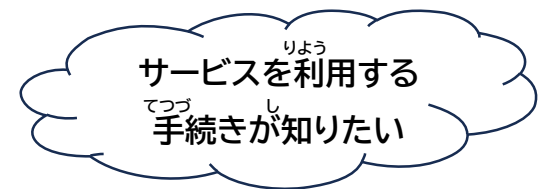
障がい福祉 サービスって何?



地域にどんなサービスや制度があるのかわからない



障がいがあり、生活に困ることがある



サービスを利用する手続きが知りたい

めむろちょうないにお住まいの方のご相談をお受けしています。

障がい者手帳の有無は関係ありません。

必要に応じて地域の関係機関などをご紹介し、一緒に考えていくことも可能です。

